



# 子育て支援医療費助成制度が始まります

本市では、今年7月診療分から小学校1年生から中学校3年生までを対象に、保険診療にかかる医療費の自己負担額の一部を助成する新たな医療制度を開始します。概要については、次のとおりです。

## ■助成の対象となる人

小学校1年生から中学校3年生までの子（生活保護・心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費などの助成を受けている子を除く）。

## ■申請者

対象となる子を扶養している本

市に住民登録のある人（保護者など）。

## ■助成の対象金額

病院などの窓口で支払った保険診療分の自己負担額（3割）のうち、2割を助成します。

## ■助成を受けるための手続き

助成を受けるには、次の手続きを行うてください。  
①受診の際に保険証を提示して保険診療で自己負担額をお支払いください（受給資格者証は発行しません）。  
②医療機関の証明を受けた『子育て

て支援医療費助成申請書』に必要事項を記入し、次のものを持って、市市民課の医療費給付担当窓口で助成手続きを行ってください（診療点数の記載がある領収書（写し可）があれば、医療機関の証明は不要）。

- ・印鑑（認印）
- ・健康保険証
- ・申請者の振込先が分かるもの
- ・健康保険や共済組合などから高額療養費や付加給付金等の支給があった人は、その明細が分かるもの

③審査のうえ、翌月以降に申請された口座へ振り込みます。  
※予防接種、薬の容器代、差額室料、入院時の食事負担金、保険外併用療養費（紹介状なしの初診料）などの保険診療外の費用は助成対象にはなりません。  
※診療月から2年以内であればいつでも申請できます。

## ■問い合わせ先

市市民課  
☎ 0869-22-3958  
FAX 0869-22-3973

## 「人権」について考えよう

～あなたも私も大切だから～

瀬戸内市男女共同参画推進の会「さざなみ」では、いきいきライフアップセミナーを開催します。皆さんお誘いあわせのうえ、ご参加ください。日常生活の中の人権やドメスティック・バイオレンスなどについての学習会です。自分も相手も大切にする「人権」について、考えてみませんか？

▽日時 6月17日（水）  
午前10～11時30分  
▽会場 ゆめトピア長船  
▽講師 人権擁護委員男女共同参画部会  
石川敬子さん

■問い合わせ先  
市市民課  
☎ 0869-22-3922

## 6月23～29日は男女共同参画週間

平成11年に男女共同参画社会基本法が施行され、6月23日からの1週間を男女共同参画週間と定めています。市では瀬戸内市男女共同参画基本計画を制定し、男女が互いを尊重し、共に地域や社会の活動に参画することで、豊かで安心できる社会づくりを進めています。いまだ根強く残っている社会慣行や、女性への暴力など新しい課題があります。

この週をきっかけに、身近に残る男女の性的役割分担などについて考えてみましょう。

■問い合わせ先  
市市民課  
☎ 0869-22-3922

# 県老人・ひとり親家庭等・心身障害者の医療費受給資格申請と更新手続きのお知らせ

備考	手続きに必要な物	対象者	制度
これらの制度を利用するには、あらかじめ受給資格者としての認定が必要ですので申請の手続きをしてください。申請は随時受け付けています。なお、現在受給資格証をお持ちの人には、6月中旬頃に更新申請書を送付しますので、6月30日（火）までに更新の手続きをしてください。郵送による更新申請も受け付けています。	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽健康保険証</li> <li>▽印鑑（認印）</li> <li>▽ひとり暮らしであることと民生委員の証明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽70歳未満の人のうち、昭和16年9月30日以前生まれのひとり暮らしの人（ただし、同一敷地内で家族と別居している場合や近隣に扶養義務者が居住しており、本人との接触が保たれている場合を除く）</li> </ul>	岡山県老人医療費公費負担制度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽健康保険証（本人及び本人と同じ健康保険に加入している人全員）</li> <li>▽印鑑（認印）</li> <li>▽平成20年分の収入状況の分かるもの（源泉徴収票や確定申告の写しなど）</li> <li>▽在学証明書または学生証（高校3年生のお子さんがある場合のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽18歳未満の児童を養育している配偶者のない人とその児童</li> <li>▽父母のいない児童</li> <li>▽父母のいない児童を養育している配偶者のない人</li> <li>※いずれも所得税非課税の人が対象</li> </ul>	ひとり親家庭等医療費公費負担制度
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽健康保険証（本人及び本人と同じ健康保険に加入している人全員）</li> <li>▽印鑑（認印）</li> <li>▽身体障害者手帳か療育手帳（知的障害であることを示す書類）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▽身体障害者手帳1・2・3級を所持している人</li> <li>▽療育手帳A・Bを所持している人</li> <li>ただし、平成18年10月以降に手帳を新規取得された人は手帳交付時年齢が65歳未満であることが条件となります。（平成20年分の所得額で制限あります。以前に所得制限で受給資格証の交付を受けられなかった人も所得額の見直しで交付を受けられる場合がありますので、再度申請してください）</li> </ul>	心身障害者医療費公費負担制度

## ■申請窓口・問い合わせ先

市市民課 ☎ 0869-22-3958  
FAX 0869-22-3973  
市牛窓支所 ☎ 0869-34-3431  
市長船支所 ☎ 0869-26-2001  
市裳掛出張所 ☎ 0869-25-0004

